

田原本町における 地域公共交通のあり方について

第36回(令和5年度第1回)田原本町 地域公共交通活性化協議会

令和5年4月26日(水)

田原本町 企画財政課

1. これまでの検討状況

これまでの検討状況

- 本年10月から、「定時定路線型バス」「乗合型デマンドタクシー」の2つを開始予定。
バスは1ルートで実証導入、乗合タクシーは全域導入を視野に町の北東エリアから開始。
- タクシーが公共交通空白地域を全域カバー。空白地域のうち人口が多いエリアについては、バスが停留。駅や公共・商業施設にも停留することで、空白地域の公共交通需要に加え、町外来訪者の移動需要をバスがカバー。

定時定路線型バス

車両・定員	・小ミニバン～ハイエース ・7～14人乗り →本日、具体案をお示し
運行経路	これまでの内容は次頁 →本日、具体案をお示し
運行形態	バス事業者(又はタクシー事業者)の公募
利用料金	1回100円
運行日・時間	平日、終日運行 →本日、具体案をお示し
備考	・実証導入 ・利用の事前登録不要

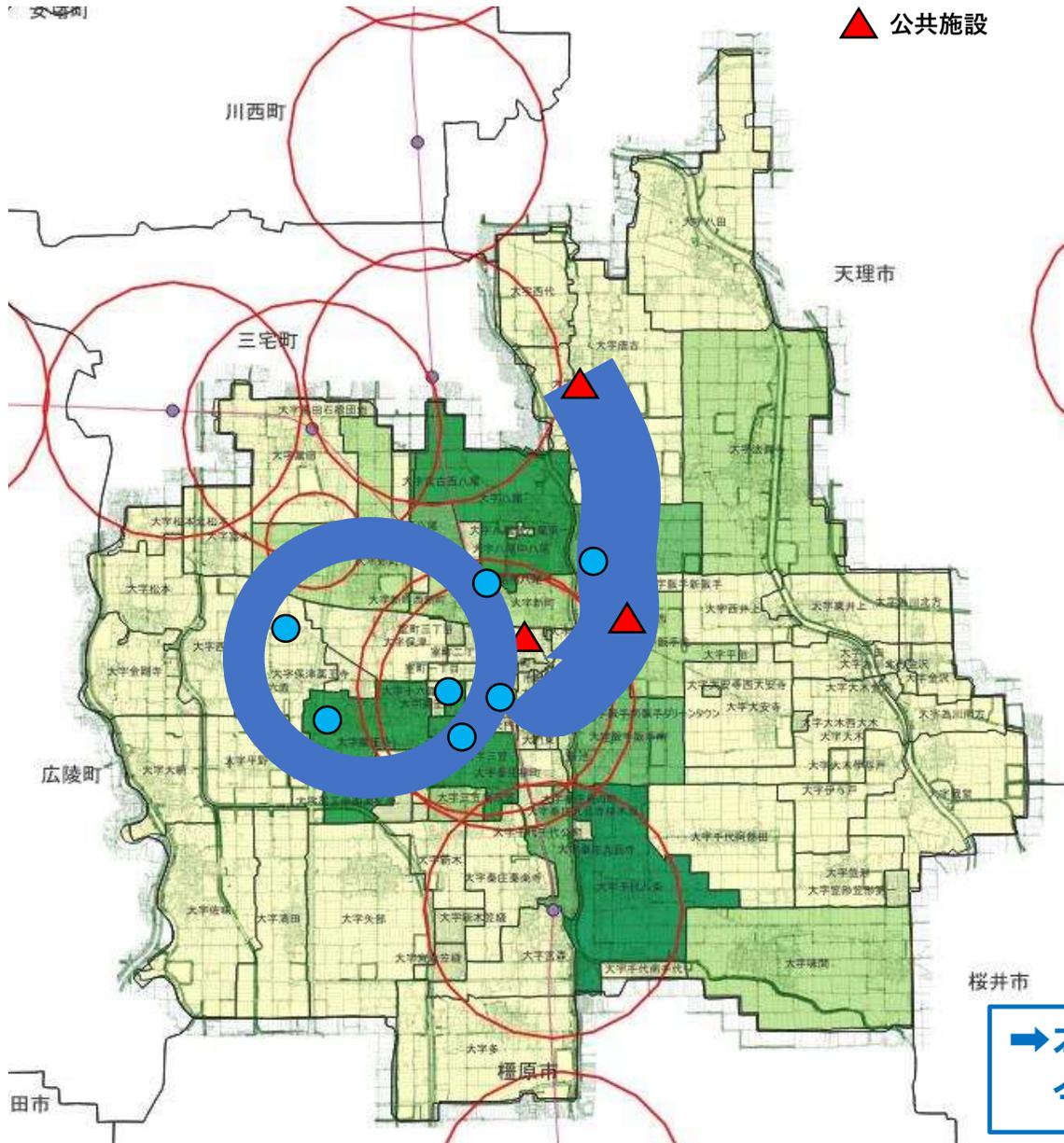
乗合型デマンドタクシー

車両・定員	・軽EV【調整中】 ・4人乗り →本日、前回のご指摘事項につき説明
運行エリア・停留所	これまでの内容は次々頁
運行形態	町内タクシー事業者への委託 →本日、具体案をお示し
利用料金	1回300円
運行日・時間	平日、8時～18時の間で予約を受けて運行 →本日、オペレーションについてお示し
備考	・全域導入を視野に、町の北東エリアから開始 ・利用には事前登録が必要 ・乗車の1時間前予約可能

これまでの定時定路線型バス検討状況(ルートイメージ)

● 駅、商業施設

▲ 公共施設



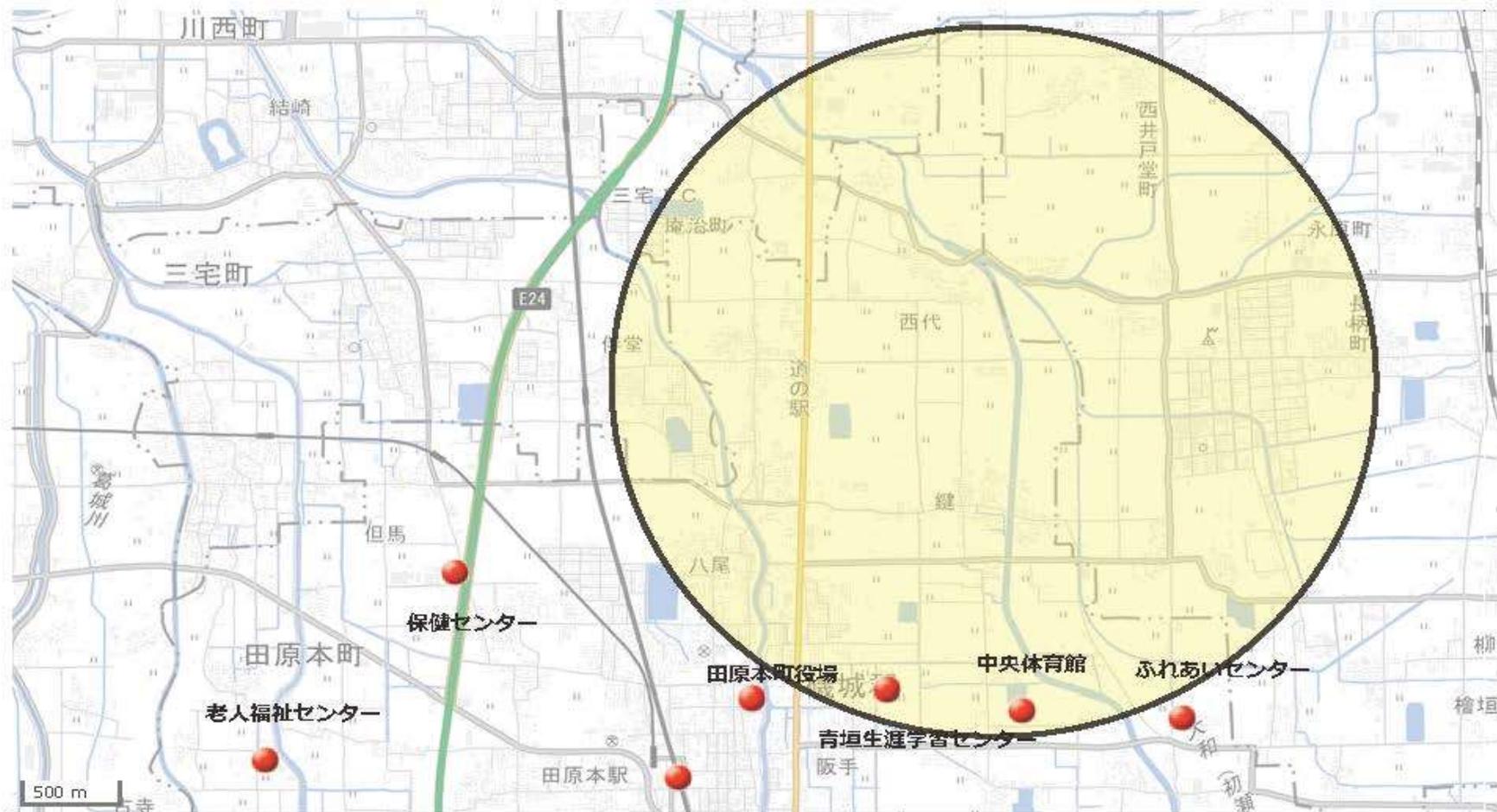
公共施設
田原本町役場
青垣生涯学習センター
唐古・鍵遺跡史跡公園

駅、商業施設
田原本駅
オークワ十六面
万代
ローソン八尾
おくやま三笠
オークワ田原本店
ローソン薬王寺

→本日、具体のルート案と車両をお示し。
今後、事業者公募に臨みたい。

これまでの乗合型デマンドタクシー検討状況(運行エリアイメージ)

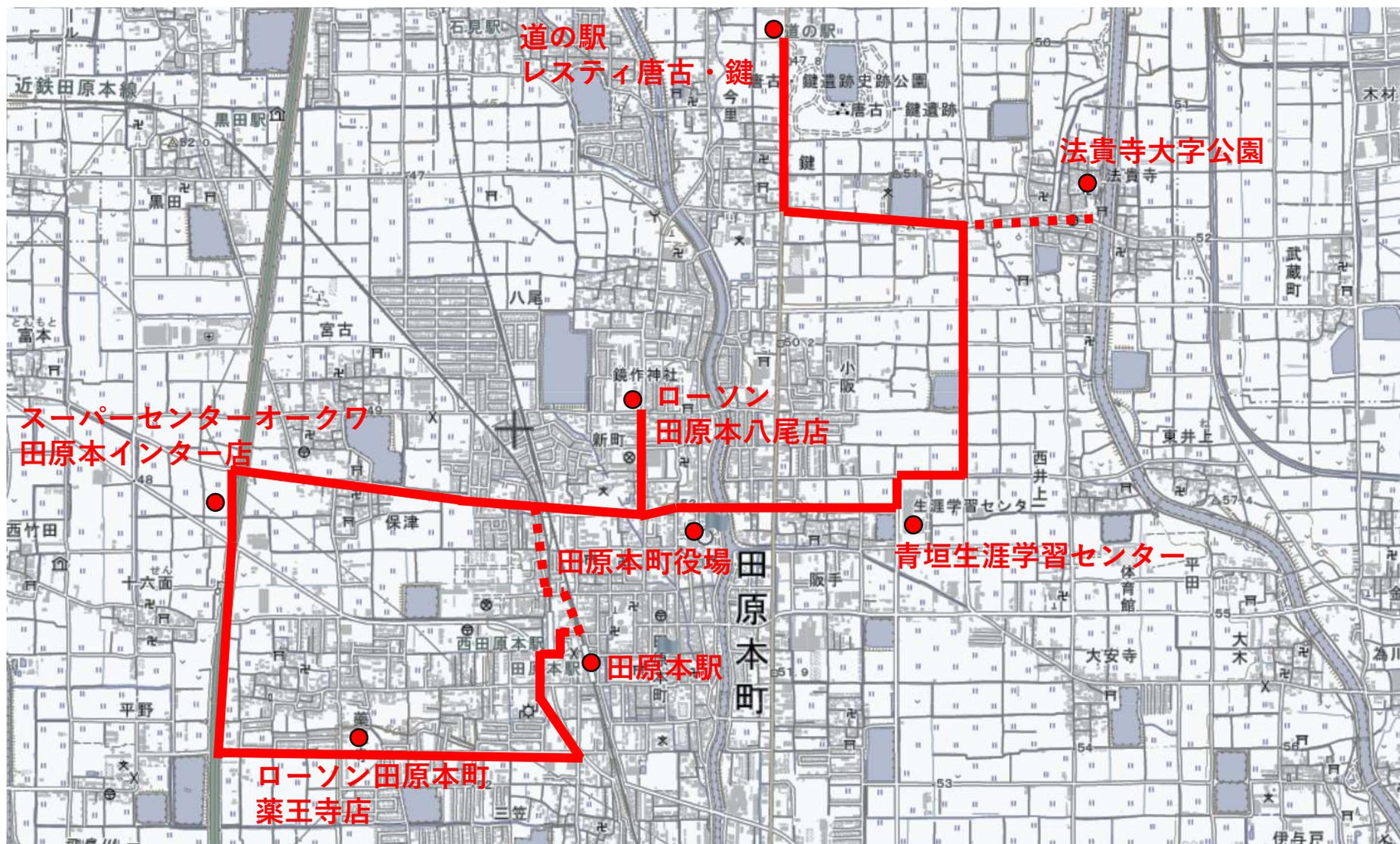
地理院地図
GSI Maps



北東エリア各所(詳細は今後検討)と、町内主要施設で乗降車

2. 今回お示しする内容 その1 (定時定路線型コミュニティバス)

定時定路線型バス①:ルート・ダイヤについて(1)



※点線ルート部分 ■■■ は道が狭隘なため、今後必要に応じて運行事業者と調整。

定時定路線型バス①:ルート・ダイヤについて(2)

- 田原本駅を中心に、東側は一本線のルートを往復し、西側は循環するルート
- 空白地域で人口の多い集落（法貴寺、八尾、薬王寺）に乗車地として停留するほか、目的地として公共施設（青垣、役場）や商業施設（Sオークワ、道の駅）、田原本駅に停留

定時定路線型の時刻表

バス停留所	1便		2便		3便		4便	
レスティ道の駅唐古・鍵	8:00	9:00	9:00	10:00	10:00	11:00	11:00	12:00
法貴寺大字公園	8:06	8:54	9:06	9:54	10:06	10:54	11:06	11:54
青垣生涯学習センター	8:10	8:50	9:10	9:50	10:10	10:50	11:10	11:50
田原本町役場	8:14	8:46	9:14	9:46	10:14	10:46	11:14	11:46
ローソン八尾店	8:17	8:43	9:17	9:43	10:17	10:43	11:17	11:43
スーパーオークワ田原本	8:23	↑	↓	9:37	10:23	↑	↓	11:37
ローソン薬王寺店	8:28	↑	↓	9:32	10:28	↑	↓	11:32
近鉄田原本駅	8:33	8:38	9:22	9:27	10:33	10:38	11:22	11:27

バス停留所	5便		6便		7便		8便		9便	
レスティ道の駅唐古・鍵	13:00	14:00	14:00	15:00	15:00	16:00	16:00	17:00	17:00	18:00
法貴寺大字公園	13:06	13:54	14:06	14:54	15:06	15:54	16:06	16:54	17:06	17:54
青垣生涯学習センター	13:10	13:50	14:10	14:50	15:10	15:50	16:10	16:50	17:10	17:50
田原本町役場	13:14	13:46	14:14	14:46	15:14	15:46	16:14	16:46	17:14	17:46
ローソン八尾店	13:17	13:43	14:17	14:43	15:17	15:43	16:17	16:43	17:17	17:43
スーパーオークワ田原本	13:23	↑	↓	14:37	15:23	↑	↓	16:37	17:23	↑
ローソン薬王寺店	13:28	↑	↓	14:32	15:28	↑	↓	16:32	17:28	↑
近鉄田原本駅	13:33	13:38	14:22	14:27	15:33	15:38	16:22	16:27	17:33	17:38

定時定路線型バス②:車両について

- バスの車両については、これまで7人～14人乗り（小ミニバン～ハイエース）の大きさを公募を行う方向で検討していたが、県下市町村における交通事業者の車両保有状況等を考慮すると、参入可能性の観点からは**12人～14人乗り程度**とすることが現実的であり、そのような形で公募を進めたい。（事業者の車両持ち込みを前提とした公募）

定時定路線型バス③:運行形態について

- バスの運行形態は、道路運送法第3条に定める**一般乗合旅客自動車運送事業**の許可を得て行うもの（緑ナンバー）か、同法第78条に定める**自家用有償旅客運送**によるものの2通り。
- 自家用有償運送の方が、参入可能事業者が広範であり、また比較的容易に参入が可能。（乗合事業で求められる規格に沿った車両の改造を必要としない点など）
- また、既存バス（タクシー）事業者の現況としては、ドライバー不足・車両不足が深刻を極めており、実証運行後の展開が現時点では不明な中においては、乗合事業で公募を行った場合、当該事業者の参入がなかなか想定されづらいところ。
- 従って、コミュニティバスについては**自家用有償運送事業として公募を行う**こととしたい。（車両のバリアフリー対応については、仕様で一定程度の水準を求めることを検討）

定時定路線型バス④:実証運行の期間について

- 実証運行の期間については、**1年6カ月間**（令和6年度末まで）として進める。
- 本格運行への移行の検討を行うにあたっては、国庫補助基準を参考に、実証運行の乗車人員が**1便あたり2人以上**であるかどうかを踏まえて検討を行う。

3. 今回お示しする内容 その2 (乗合型デマンドタクシー)

乗合型デマンドタクシー①:車両について(1)

- **デマンドタクシーに用いる車両**に関しては、当町としては**軽車両の導入で進めたい旨**申し上げてきたが、前回協議会で以下のようなご指摘を頂いたところ。
 - ・ 軽自動車（EV）の方が普通車（EV）よりも格段に費用が抑えられるという点について、具体的な試算を基に示すべき。（充電設備も含めて）
 - ・ 狭隘な道路というのはどれくらいの幅で、それは町内にどれくらいの割合で存在するのか具体的に示すべき。
 - ・ 軽自動車への町民の声（希望）を聞き取るべき。
 - ・ UDタクシーの検討を行うべき。

- それぞれのご指摘について、次頁以降のとおり検討を行った。

乗合型デマンドタクシー①:車両について(2)

(1) 軽自動車 (EV) と普通車 (EV) の費用比較について

	軽自動車 (EV) ※日産サクラ、Xグレード	普通自動車 (EV) ※同リーフ
イニシャルコスト	・ 本体価格 ¥2,548,700 (付属品等は別途)	・ 本体価格 ¥4,081,000 (同左)
ランニングコスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税金 ¥34,810 (軽自税、自賠責) ・ メンテナンス費 ¥134,200 (車検、12カ月点検、6カ月点検) ・ その他費用 ¥103,950 (タイヤ、ワイパー、バッテリー) <p style="text-align: right;">計 ¥272,960</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税金 ¥49,190 (自動車税、自賠責) ・ メンテナンス費 ¥134,200 (同左) ・ その他費用 ¥194,130 (同左) <p style="text-align: right;">計 ¥377,520</p>

※EV充電設備については、取付け場所や配電盤までの距離によって費用変動があり、一概な試算は困難であるため記載していない。
 その上で、軽自動車と普通車でEV充電設備の費用感に差異は無いものと思料。

(2) 狭隘な道路について

- ・ 「狭隘」な道路の基準は法律上存在しないが、**幅員4m未満**の道路を指すのが一般的。
- ・ 当町の道路台帳によれば、**幅員4.5m未満**の道路が全体の**約52%**を占めている状況。
- ・ デマンドタクシーの場合、(定時定路線バスと異なり) 町内のあらゆる道路を通行。



幅員**4.5m**の道路の例 (田原本市町郵便局前)



幅員**6.5m**の道路の例 (寺川沿い、やおいで児童公園前)

乗合型デマンドタクシー①:車両について(3)

(3)町民の声について

○3月末～4月上旬、タワラモトンタクシー券の取得申請に来られた方（≡交通の足を特に必要としている方々）32名に、相乗りタクシー車両の大きさについてアンケートを実施。

軽自動車が良い	普通車が良い
18名	13名

※1名は「どちらでもよい」との回答。

【軽の声】

- ・住んでいるところは普通車でよいが、街なかは狭いので軽自動車が行き来しやすい。
- ・乗車定員は気にしない。
- ・狭いところも行ける。これで十分。
- ・タワラモトンタクシーもやっているのでも、財政が助かる方がよい。

【普通車の声】

- ・ゆったり乗れそう。（複数名）
- ・ももたろう号がそうだったから。
- ・荷物があると狭い。

車種によるが、例えばセダン型であれば、軽自動車の方がむしろ空間のゆとりがある。



出典：国土交通省

(4)UD（ユニバーサルデザイン）タクシーについて

○UDタクシーは、高齢者、車いすの方、ベビーカーの親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすいタクシー車両。車内空間にゆとりがあり、車いす乗降口及びスロープを完備。

○この点、軽自動車であっても、（後部座席を倒して車いすを収納するなどにより）車いすやベビーカーの方等への対応は充分可能。円滑な事業執行の観点や費用面（具体的試算は困難だが）からも、少なくとも導入当初においてはUDタクシー以外の車両を検討したい。

乗合型デマンドタクシー②:オペレーションについて

- 運行日・時間は**平日の午前8時～午後6時**とし、土日祝日や年末年始は運休とする。
- 料金は**大人300円、小学生150円**とし、**未就学児は無料**とする。
- 当初は利用者を**北東エリアの町民に限定**。段階的に町民全体や町外来訪者へ広げていく。
- 利用者には**事前に利用者登録を求め、1週間前～1時間前までの事前電話申込制**とする。
（「毎週○曜日の○時」のような定期予約は不可とする。行きと帰りの便を同時に申し込むのは可とする。）
- 通常タクシーと同様のイメージで利用されることを防ぐため、事前に設定した**停留所以外の場所での乗降（例えば自宅など）が行われることがないように、正しいオペレーションを徹底**。

乗合型デマンドタクシー④:運行形態について

- バスと同様にデマンドタクシーについても、運行形態としては、道路運送法第3条に定める**一般乗合旅客自動車運送事業**の許可を得て行うもの（緑ナンバー）か、同法第78条に定める**自家用有償旅客運送**によるものの2通り。
- これまではデマンドタクシーについても、乗合事業（緑ナンバー）として実施したい旨申し上げてきたところ。
- 本来なら乗合事業（緑ナンバー）で進めていきたいところ、町内タクシー事業者は乗合事業の許可を有している事業者と、有していない事業者に分かれている。
- 前者については現下の人手不足や車両不足等により、参画そのものが大変困難な状況。後者については、参画の意欲はお持ちだが、乗合事業の許可を得ることが大きなハードル。
- 町外事業者（西大和交通圏内）へ事業者の範囲を広げることも考え得るが、当町としては、町内に本拠を置くタクシー事業者が複数社存在することから、当町の公共交通であるデマンドタクシー事業については、町内事業者に担っていただく形を追求したい。
- その点、自家用有償運送であれば、上記ハードルを乗り越えつつ、**町内タクシー事業者と協働しながら、デマンドタクシー事業を展開**していくことが可能。
- 従って、デマンドタクシー事業についても、自家用有償運送として進めることとしたい。